

令和 7 年第 1 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 7 年 2 月 2 6 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	長 根 一 彦
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	上 野 義 孝
町 民 課	長	富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課	長	木 明 修

建設水道課長	五十嵐	洋介
会計管理者	高山	幸人
学校教育課長	飯田	満
兼学校給食共同調理場所長		
学校教育課指導室長	向中野	純子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長	玉山	順一
兼図書館長兼歴史民俗資料館長		
代表監査委員	駒井	広
総務課主幹	四戸	俊彰
総務課総括主査	木村	卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中	利実
議会事務局主幹	濱中	太一

議事日程（第5号）

日程第1 議案審議

- 1、報告第1号 野辺地町国民保護計画変更に関する報告について
- 2、承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））
- 3、承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））
- 4、議案第1号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）
- 5、議案第2号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 6、議案第3号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 7、議案第4号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 8、議案第5号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 9、議案第12号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 10、議案第13号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 11、議案第14号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 12、議案第15号 野辺地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 13、議案第16号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案

- 14、議案第17号 野辺地町外国語指導助手の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 15、議案第18号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 16、議案第19号 野辺地町災害弔慰金の支給等に関する条例及び野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 17、議案第20号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 18、議案第21号 野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 19、議案第22号 町道の路線認定の件
- 20、議案第23号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件

日程第 2 追加提出議案の上程

日程第 3 追加提出議案の提案理由説明

日程第 4 追加提出議案審議

- 1、議案第24号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）
- 2、議案第25号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）

日程第 5 発議審議

- 1、発委第1号 子どもに対する教育の更なる充実を求める決議案
- 2、発委第2号 ふるさと納税の更なる取組を求める決議案
- 3、発委第3号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 4、発委第4号 令和6年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案
- 5、発委第5号 令和7年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案

日程第 6 陳情審議

- 1、陳情第1号 野辺地町議会議員定数削減を求める陳情

日程第 7 閉会

町長の提出議案

議案第24号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）

議案第25号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）

議会の提出議案

発委第1号 子どもに対する教育の更なる充実を求める決議案

発委第2号 ふるさと納税の更なる取組を求める決議案

発委第3号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

発委第4号 令和6年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案

発委第5号 令和7年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案

会議に付した議案

報告第1号 野辺地町国民保護計画変更に関する報告について

承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））

承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））

議案第1号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第3号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第5号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

議案第13号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第14号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野

- 辺地町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 野辺地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第16号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第17号 野辺地町外国語指導助手の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 野辺地町災害弔慰金の支給等に関する条例及び野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 町道の路線認定の件
- 議案第23号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 議案第24号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）
- 発委第1号 子どもに対する教育の更なる充実を求める決議案
- 発委第2号 ふるさと納税の更なる取組を求める決議案
- 発委第3号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 発委第4号 令和6年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案
- 発委第5号 令和7年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案
- 陳情第1号 野辺地町議会議員定数削減を求める陳情

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第1、議案審議を行います。

報告第1号 野辺地町国民保護計画変更に関する報告についてを議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。報告第1号 野辺地町国民保護計画変更に関する報告について説明いたします。

武力攻撃における国民の保護のための措置に関する法律第35条各項に、国民の保護に関する計画を変更したときには、議会に報告するとともに、公表しなければならないという規定がありますので、今回報告するものです。

3ページをお願いいたします。1、趣旨のところに計画の初回策定及びなぜ今回修正するのか書いています。野辺地町の計画は、平成19年3月に作成された後、変更することなく現在に至っております。一方、国の国民保護に関する基本指針や県の国民保護計画については数回にわたり変更が行われており、また町の地域防災計画についても変更が行われています。これらの変更内容を反映するため、本計画の一部修正をいたします。

中ほどから、議会報告までの流れを時系列で記載しておりますので、参考にしてください。

4ページをお願いいたします。2、主な修正内容を記載しております。（1）、「国民の保護に関する基本指針」、「青森県国民保護計画」等の変更への対応が10項目ありまして、ナンバー1、当町の計画では「武力攻撃事態等」と「緊急処理事態」をそれぞれ第3編と第5編に分けて記載しておりましたが、「市町村国民保護モデル計画」において、緊急処理事態の対象は、原則として武力攻撃事態への対処に準じて行うこととなっていることや「青森県国民保護計画」と表記をそろえる観点から「武力攻撃事態等」と「緊急処理事態」を1つにまとめて、第3編を「武力攻撃事態等又は緊急処理事態」とし、第5編の「緊急処理事態」を削除しております。

ナンバー2、NBC攻撃への対応の追加になります。核兵器、生物兵器、化学兵器それぞれについて、基本指針において示されている想定され得る事態について記載しています。

ナンバー3、安否情報システムの運用開始に伴う変更を行っております。安否情報システムとは、総務省消防庁が管理するシステムで、避難所や病院などから安否情報を収集し、国民の照会への回

答を効率的に実施するためのシステムです。こうしたシステムの運用が開始されたことから、これらの内容を変更しております。

ナンバー４、大規模集客施設における滞在者の避難等を追記しております。大規模集客施設における避難等の円滑化の必要性を考慮し、警報内容の伝達や避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促すことを記載しております。

ナンバー５、各関係機関の組織改編の反映となります。

ナンバー６、政府の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加の追加です。当該協議会に参加し、国民保護措置または緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めることとしております。

ナンバー７、全国瞬時警報システム、通称Ｊアラートですが、緊急情報ネットワークシステム、こちらはE m－n e tといいます。これらの運用開始に伴う変更です。Ｊアラートは弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により国から住民まで瞬時に伝達するシステムであります。E m－n e tのほうは、総理大臣官邸において対処する緊急事態について、関係機関と円滑に情報を伝達するシステムです。これらのシステムを非常時の通信手段として追加しています。

ナンバー８、弾道ミサイルを想定した内容として、弾道ミサイル落下時に住民が適切な行動ができるよう、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の頑丈な建物や建物の地階等に避難するなどの適切な行動の周知に日頃から努めることを記載しております。

ナンバー９、安否情報の照会に当たって、照会の理由や照会者の本人確認として、運転免許証、健康保険の被保険者証等の提示を求めることなどを追加しました。

ナンバー10、武力攻撃原子力災害への対処に関する項目を追加しております。原子力攻撃原子力災害とは、武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質または放射線による被害のことであり、対処については、原則として地域防災計画原子力災害対策編に準じた措置を講じるものとし、住民の避難誘導や職員の安全確保等について記載しております。

次の（２）は、野辺地町地域防災計画との整合性及び最新状況の反映のための修正、これが４項目で、ナンバー１、人口や平均気温、降水量などの気候に関する数値を最新の状況に合わせて更新しております。

ナンバー２、町の機構改革に伴う組織・体制の見直しを反映しております。

ナンバー３、野辺地町地域防災計画の町災害対策本部の体制と本計画における対策本部の整合性を取るため、町の機構改革に伴う組織・体制の見直しも踏まえ、役割分担の見直しを行っております。

ナンバー４、資料編の変更ですが、主な変更は計画本体にこれまで記載されておりました各種様式を資料編にまとめたことと、関係機関の移転や組織改編に合わせた連絡先一覧の更新をしております。

主な修正点については以上となります。

議員の皆様のお手元には、今回の修正に係る新旧対照表と修正を溶け込ませた計画書を配付しておりますので、参考にしていただければ幸いです。

説明は以上となります。

○議長（岡山義廣君） 報告第１号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

８番、中谷謙一君。

○８番（中谷謙一君） 国民保護計画という資料は初めて見たのですけれども、国民を保護するということで書かれているのですけれども、この国民というのは定義としてはどのようなものなのでしょうか、国民の定義。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

定義としては、この地域にいる方、そのとき、例えばミサイル飛来の情報があったときに、町民にかかわらず、この地域にいる方を守るとことの国民という定義になっております。

○議長（岡山義廣君） ８番、中谷謙一君。

○８番（中谷謙一君） 帰化されている方も国民として法律では認められているのですけれども、この頃といいますか、中国の活動に関心を持ち、資料を見たりすると、国防動員法とか、国家安全法とかというのを中国のほうで定めていて、有事等が起きた場合に、情報だと中国のほうに上げるという、そういう義務が中国の国民には義務づけられていると。そのようなことを考えると、情報漏えいとか、そういったもの、また有事に関して、何かそういう動きが考えられると思うのですけれども、そういったものの国民として完全に日本国民だというような、そういうチェックというのは国に任せているのか、野辺地町自体でそういったものをチェックする機能というか、そういうものはあるのかどうか、その辺を伺いたいのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、国民保護計画の市町村版については、その地域で、例えばミサイルが飛来した、武力攻撃があった、核施設付近などでそういうものを占有するようなテロ活動があったなどの何かの事態が起きたとき、まず第一対応としてやるのが主に書かれています。この中で、国との連携とかも出てきます。先ほどおっしゃられた他国の方が何か活動しているなどの情報は国のほうから寄せられ

ますし、それが例えばテロ活動をしている組織が日本の国内の方なのか、それにどういうふうに対処するのかというのは、国と連携して会議を開いて対処するというふうな第２段階のほうで備えることになっていますので、まずは第１段階にミサイル飛来したときに速やかに建物内に逃がすとかのところの段階が中心に書かれている計画で、２回目のところで国との連携、情報提供があるというふうに理解いただければと思います。

○議長（岡山義廣君） ８番、中谷謙一君。

○８番（中谷謙一君） ということは、国民云々でなくて、ここに住まわれている、この地域にいらっしゃる方全員が対象ということで考えてよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 第１段階のミサイル飛来などに関しては、全ての方をまず対象として、身の安全を確保します。その後に、その中に次の行動を起こそうとしている人が混ざっているなどについては、国から情報提供があると思っております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

承認第１号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和６年度野辺地町一般会計補正予算（第６号））を議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 承認第１号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件でございます。

専決処分いたしましたのは、令和６年度野辺地町一般会計補正予算（第６号）であります。国の補正予算及び県の専決予算の成立に伴い、物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援を早急に行う必要が生じたことから、専決処分したものでございます。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ８,７００万円を追加し、予算の総額を８４億８,３００万円といたしました。

まず、歳入について、予算書の６ページをお願いします。１４款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金、２節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、住民税非課税世帯への給付金事業に充てるもので、７,５５０万円を計上いたしました。

１５款県支出金、２項２目民生費県補助金、１節社会福祉総務費補助金の生活困窮者に対する灯油購入費支援給付金は、市町村が行う灯油購入費の助成事業に対し、県が２分の１を補助するもので、上限額の４００万円を計上いたしました。

18款繰入金の財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るものでございます。

続きまして、歳出は7ページになります。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金の生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援給付金は、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5,000円の現金給付を行うもので、1,150万円を計上いたしました。

15目住民税非課税世帯支援物価高騰対応給付金事業費の18節負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯支援物価高騰対応給付金6,900万円と子ども加算260万円は、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付し、18歳以下の子供がいる場合は1人当たり2万円を加算給付するもので、合わせて7,160万円を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

戻ります。予算書の3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正についてであります。3款民生費、1項社会福祉費の住民税非課税世帯支援物価高騰対応給付金事業は、事業の完了が令和7年度となる見込みであることから、繰り越すものでございます。

以上、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページの歳出の部分で、18節負担金補助及び交付金の中で、住民税非課税世帯支援物価高騰対応給付金6,900万円とございます。これは、非課税世帯という線引きがされているところで、それ以上ぎりぎり非課税世帯にはまらない世帯も含めて、ほぼ多くの世帯がこの物価高の影響を受け、生活が厳しい状況であります。線引きした非課税世帯に給付金は給付されるのですけれども、そのほかのぎりぎりのところで苦しい生活をしている世帯等に町が独自で給付金等を支援するというお考えはないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

現時点では、この国の給付金と、あと県の補助である灯油代の補正の給付のほかに予定はありません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 課長からご説明いただいたのはごもっともな中身でありますけれども、町としてこの対象外の方々に、町独自で支援するというお考えはないでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） まず、ただいまの説明のやつは国のほうで線引きいたしまして、非課

税世帯ということでこれまでも重点的にやられていると。ただ、議員おっしゃるとおり、非課税でない働き盛りから、それなりの収入あっても物価高騰で大変だということは、我々も十分承知しています。その対策として、先般もご説明しましたが、町内で使える商品券をお配りしたいと。それは、課税、非課税関係なく、町民全員に平等に配ることで、その際国の交付金を使いつつ、町も独自の持ち出しで上乗せして、1人5,000円、決して多い額ではないのかもしれませんが、我々のできることとしてそういう対策を実施していきたいということでした。

○議長（岡山義廣君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 承認第2号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件でございます。

専決処分いたしましたのは、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）であります。年末年始の大雪により、雪の堆積場の確保などに支障が生じ、早急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものでございます。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を85億3,300万円といたしました。

まず、歳入予算ですけれども、予算書の5ページをお願いいたします。18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るもので、5,000万円を追加いたしました。

続いて、歳出予算は6ページになります。主なるものとして、8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、12節委託料の除排雪作業は、累積降雪量が当初の見込みである3.5メートルを超える見込みであったことから、5メートル以上の累積降雪量に対応できるよう3,800万円を追加いたしました。歩道除雪作業は、100万円を追加いたしました。

13節使用料及び賃借料の除排雪機械は、主に排雪作業に係る重機等の借上料ですが、直営での排

雪が間に合わない状況であったため、900万円を追加いたしました。

以上が令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）であります。御承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

議案第1号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

初めに、歳入歳出予算の補正の概要と歳入について、副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 議案第1号は、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）であります。

お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,600万円を追加し、予算の総額を86億900万円といたしました。予算全般について、単に事業費の確定や決算見込みによる増減については、説明を割愛させていただきます。

それでは、まず歳入の主なるものについてご説明申し上げます。予算書の17ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項1目1節地方交付税は、普通交付税の再算定に伴い、追加交付分として1億57万1,000円を増額いたしました。

18ページに参りまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、5節新しい地方経済・生活環境創生交付金は、国の補正予算により創設されたもので、避難所の生活環境改善のため、防災備蓄品等の整備を行うこととしており、3,996万8,000円を追加いたしました。

19ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、3節核燃料物質等取扱税交付金は、市町村への配分割合の変更に伴い、6,260万1,000円の増となりました。

20ページに参りまして、一番下の16款財産収入、2項4目1節出資金返還金等の野辺地町土地開発公社は、解散に伴いまして剰余財産を返還するもので、1,290万円を計上いたしました。

21ページをお願いいたします。17款寄附金、1項2目指定寄附金は、ふるさと納税が83件、そのほかの指定寄附金2件、合わせまして376万1,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立て、活用させていただきます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目1節学校建設基金繰入金は、原子力立地給付金相当分を統合小学校建設事業に充てるため取り崩すもので、7,889万円を追加いたしました。

4目1節公共施設整備基金繰入金は、当初の段階では統合小学校建設事業に充てることとしておりましたが、学校建設基金を充てることとしたため組み替えるもので、その金額を減額いたします。

5目役場庁舎建設基金繰入金は、地方債の借入額を交付税算入の対象となる75%まで減らしたことに伴うもので、9,454万8,000円を追加いたしました。

22ページに参りまして、中段の21款町債は、総額で1億2,960万円を減額いたしました。

1項1目1節総務債の新庁舎建設事業は、借入額を交付税算入の対象となる75%まで減らし、1億490万円の減額といたしました。

それから、健康福祉ふれあいセンター整備事業は、県との地方債協議により、有利な地方債の対象とすることが難しいと判断し、地方債を充てないこととしたため、580万円を減額いたします。

それから、避難所生活環境改善事業は、国の交付金事業により避難所生活の改善のための防災備蓄品等を整備するもので、ハード事業分として倉庫とかシャワー等を入れますけれども、その補助裏に充てるもので、1,760万円を追加いたしました。

2目1節民生債の児童館新築事業は、地質調査に係る経費を統合小学校新築事業と按分する必要がなくなったことから、教育費として支出することとし、140万円を減額いたします。

23ページをお願いいたします。9目1節教育債の統合小学校新築事業は、地質調査の児童館部分と地質調査の増額分で410万円を追加いたしました。

以上が歳入予算の概要であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入について質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑はありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 22ページ、総務債の健康福祉ふれあいセンター整備事業のところの説明、すみません、ちょっと聞き逃してしまいましたので、もう一度お願いしたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

副町長のほうからは、有利な地方債を使える見込みがなくなったというお話がありました。これは、屋根の塗装工事が主なものでありまして、老朽化の修繕と見られても仕方がない部分がありましたので、こちらは全部地方債の借入れを取りやめたということであります。

○議長（岡山義廣君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出について副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） それでは、続きまして歳出予算の主なるものについてご説明を申し上げます。

24ページをお願いいたします。2款総務費の一番下の6目企画費、1節報酬の地域おこし協力隊は、今年度の任用が見込めないことから159万6,000円を減額いたします。

25ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金は、企業立地等各補助金の利用見込みがないことから、合わせて1,501万5,000円を減額いたします。

少し飛ばしまして、29ページをお願いいたします。7項安全安心まちづくり対策費、3目防災諸費、10節需用費の消耗品費は、避難所で使う簡易トイレ等で1,884万3,000円を計上いたしました。

17節備品購入費の避難所用備蓄品は、折り畳みベッドやスポットクーラー、防災備蓄倉庫、シャワー設備などで、合わせまして6,078万1,000円を計上いたしました。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金の公衆浴場燃料高騰対策交付金は、物価高騰を受ける町内公衆浴場に対し、燃料費高騰分を交付するもので、100万円を計上いたしました。

少し飛ばしまして、33ページをお願いいたします。下段の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料の予防接種は、子宮頸がんワクチンの接種期間が今年度で終了するため、駆け込み接種等により不足が見込まれることから、200万円を追加いたしました。

34ページに参りまして、下段の2項清掃費、1目清掃総務費の財源補正3,660万1,000円は、核燃料物質等取扱税交付金の増額によるものであります。

35ページをお願いいたします。4目一般廃棄物最終処分場管理費、12節委託料の埋立範囲復元測量業務等は、県と協議中ではありますが、今年度の実施を見送ることとし、合わせまして524万7,000円を減額いたしました。

36ページは省略します。37ページをお願いいたします。下段の7款商工費、1項2目観光費、12節委託料の地域おこし協力隊コーディネート業務は、新規任用がなかったことから、1名分558万9,000円を減額いたしました。

少し飛ばしまして、43ページをお願いいたします。10款教育費の中段、5項保健体育費、1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金の競技スポーツ強化支援費補助金は、各種団体の東北大会、全国大会への出場機会が増える見込みであることから、119万8,000円を追加いたしました。

44ページに参りまして、一番下の13款諸支出金、1項3目学校建設基金費は、当初は原子力立地給付金相当分を全額役場庁舎建設基金に積み立てることとしておりましたが、そのうち8,000万円を学校建設基金に積み立て、残りの部分を役場庁舎建設基金に積み立てることとしたものであります。

45ページお願いいたします。6目公共施設整備基金費は、公共施設の整備に備え積立てするもので、8,500万円を追加いたしました。

7目役場庁舎建設基金費は、学校建設基金との積立額の調整や原子力立地給付金の確定等に伴いまして、8,046万5,000円を減額いたしました。

12目子育て支援基金費は、子育て支援施策を継続的に実施していくため、1億円を追加いたしました。

以上が歳出でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳出について質疑を行います。ページ数を言ってから質疑をお願いします。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。40ページの消防費の北部上北広域事務組合の負担金が大分増額しておりますが、この理由を詳細教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

今回補正しました2,560万3,000円のうち、2,481万1,000円が人件費の野辺地署の分になります。こちらは、春の人事異動などで既に人の入れ替えで増額が見込まれておりましたけれども、こちら今回の3月補正のほうで、最後の負担金が払える時期までに補正するものです。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 42ページ、教育費の小学校統合事業費で財源補正がありまして、地方債が410万円増額で、その他の財源と一般財源で同じく410万円が減額されておりますけれども、その他というところは学校建設のための基金から出すのを減らしたという解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

最終的には、学校建設基金からの繰入れを増やすということでもあります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 学校建設基金が足りないからというわけではないと思うのですが、なぜ地方債に振り替えたのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

これまでご説明しておりますが、地方債活用することで、町の財源が優位になるということで、地質調査も地方債に該当すると、充てられるということでしたので、この地方債のほうを活用させ

ていただいております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 45ページの役場庁舎建設基金についてなのですが、役場庁舎は今年度で完成後にはこの役場庁舎の建設基金というものは廃目になるものか、またこの建設基金残高も教えていただきたい。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

役場庁舎建設基金、ここに原子力立地給付金相当分を積み立てながら、これから始まる元利償還、もう始まっているのですけれども、元利償還金を支払っていくことになりますので、元利償還が終わるまでは基金はあるということになります。

そして、残高ですけれども、令和6年度末、予算上ですが、2億7,742万9,000円残る見通しとなっております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳出の質疑を終わります。

続きまして、第2条繰越明許費から第4条、地方債補正まで、副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） それでは、予算書の6ページに戻っていただきます。

第2表、繰越明許費補正についてでございます。2款総務費、7項安全安心まちづくり対策費の避難所生活環境改善事業は、避難所で使用する防災備蓄品を整備する事業であります。事業完了が令和7年度となる見込みであることから繰越しするものでございます。

次に、7ページから11ページまでは第3表、債務負担行為補正であります。令和7年度当初から業務開始するため、令和6年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのもので、66件を追加いたしました。

12ページからの第4表、地方債補正は、追加が1件、変更が20件、廃止が2件であります。歳入の際にご説明いたしましたが、事業費の確定または確定見込みなどによりまして、当該事業に充当する地方債の限度額を追加あるいは変更、廃止するものであります。また、起債の方法、それから利率等に変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 第2表、繰越明許費補正から第4表、地方債補正まで一括で質疑を行います。

す。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 統合小学校新築事業検討委員会の中で小学校建設計画の説明を受けた際に、昨年4月時点の事業費の財源の内訳と比較して、今年1月時点の財源内訳では地方債が約5億円も増額されております。その分、設計や工事を実施している事業年度に持ち出す一般財源は減額され、事業実施年度の財政にとってはよい影響というかもしれません。一方で、地方債が増えるということは、同時に後の返済額が増えるということであって、およそ25年間にわたる返済に充てる財源がさらに必要になると考えられます。つまり人口が大幅に減少した後の世代にツケが回るということで、負担の先送りであると言えます。

その一部に当たるであろうこの財源補正について認めるわけにはいかないという考えから、この部分の変更を強く求め、この補正予算に反対します。

○議長（岡山義廣君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 小学校建設に関しましては、これまでの一般質問等の町の答弁を聞いて、有利な地方債を使ったり、財源に関しては原子力立地給付金相当分を使うということで、財源の問題も説明を受けました。それから、将来負担に関しましては、財政見通し等で、令和9年ですか、10年ですか、45%という将来負担比率の説明もありました。

私は、このまま町の説明を受け、小学校建設を進めるべきだと思っておりますので、賛成いたします。

○議長（岡山義廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第2号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,338万9,000円を減額し、予算の総額を14億9,880万3,000円といたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項2目1節社会保障・税番号システム整備費において、執行残及び実績見込みに伴い、合わせて23万2,000円減額しております。

4款県支出金、1項1目1節普通交付金の保険給付費については、実績見込みにより1億7,313万3,000円の減額、2節特別交付金については、内示額等により保険者努力支援交付金では167万6,000円の減額、特別調整交付金においては176万5,000円を増額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目12節委託料の結核・精神疾患に係る保険者支援業務は、特別調整交付金の対象となることから52万6,000円を増額し、マイナ保険証に係るシステム改修費は執行残により26万4,000円を減額しております。

以降の説明については、主に支出見込額の精査による減額となりますので、ご了承願います。

2款保険給付費、1項1目療養給付費から3目審査支払手数料を合わせて1億4,824万4,000円減額いたしました。

8ページをお願いいたします。2項1目高額療養費と2目高額介護合算療養費を合わせて2,488万9,000円減額しております。

5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費では、役務費と委託料を合わせ401万4,000円減額しております。

9ページの9款予備費は、財源調整のため454万7,000円を増額しております。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為についてであります。国保情報データベース保守業務委託のほか5件については、今年度中に契約を行いまして、令和7年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正及び債務負担行為について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第3号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ265万1,000円減額し、予算の総額を2億1,658万5,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料は、収入見込額により、合わせて265万6,000円増額いたしました。

3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金は、広域連合算定繰入額の確定により533万4,000円減額しました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目18節において、保険料納付金から保険基盤安定負担金を合わせて250万8,000円増額いたしました。保険料納付金と滞納繰越分は、収納見込額の精査によるもので、下段の過年度分については515万9,000円の増額で、令和5年度保険料の負担金額の確定により精算するものとなります。また、保険基盤安定負担金の533万4,000円については、歳入で説明した内容に伴い減額するものです。

5款予備費は、財源調整のための減額であります。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為についてであります。後期高齢者医療事務システム保守業務の66万円については、今年度中に契約を行い、令和7年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正及び債務負担行為について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

介護・福祉課長の説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第4号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額から4,930万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億561万4,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。1款1項介護保険料、1目第一号被保険者保険料を3,140万3,000円増額いたしました。これは、特別徴収保険料と普通徴収保険料の現年度分及び過年度分の調定見込みによるものであります。

3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を947万5,000円減額いたしました。これは、介護給付費に係る国庫負担金分の負担割合に基づくもので、決算見込みにより減額いたしました。

同じく2項国庫補助金、1目調整交付金は320万2,000円、3目地域支援事業交付金は112万8,000円、4目保険者機能強化推進交付金108万9,000円を減額いたしました。各事業の決算額確定による減額であります。

7ページをお願いします。4款1項支払基金交付金を計1,279万2,000円減額いたしました。これは、介護サービス給付費が見込みよりも減ったことによる減額であります。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金を592万1,000円減額いたしました。これは、介護給付費に係る県負担金分に基づくもので、決算見込みにより減額いたしました。

8ページをお願いします。7款1項一般会計繰入金を635万9,000円減額いたしました。これは、介護サービス給付費や介護予防・生活支援総合事業、包括的支援事業、また事務費等の負担分を決算見込みにより調整いたしました。

同じく 2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金を 4,133 万 6,000 円減額し、財源を調整いたしました。

続いて、歳出についてご説明いたします。9 ページをお願いいたします。2 款 1 項介護サービス等諸費を計 4,659 万円減額いたしました。これは、在宅介護サービスで増額になったものもありますが、ヘルパーなどの訪問介護と通所リハビリテーションや老人保健施設入所に係る給付費が見込みより少なかったことにより、全体として減額となったものであります。

続いて、10 ページをお願いします。2 款 4 項高額サービス等諸費を 150 万円増額いたしました。これは、主に施設の入所による高額サービス給付費の対象となる方が増えたことと、これまで未申請だった方が申請に至ったことにより増額となったものであります。

続いて、10 ページ下段の 4 款 3 項 1 目包括的支援事業費は 210 万円減額いたしました。これは、地域包括支援センターの委託料が消費税の課税対象外であることを受け、消費税分を減額したものです。

最後に、戻りまして 3 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は 6 件で、令和 7 年当初から業務を開始するに当たり、令和 6 年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正及び債務負担行為について一括で質疑を行います。質疑ありませんか。ページ数を言ってから質疑してください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号 令和 6 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第 5 号 令和 6 年度野辺地町水道事業特別会計

補正予算（第４号）についてご説明いたします。

１ページをお願いいたします。第２条、収益的収入及び支出の補正は、収入についての補正はございません。支出では、１款１項営業費用２億４,１００万８,０００円を２６６万６,０００円増額し、２億４,３６７万４,０００円といたしました。

４項予備費は９８７万３,０００円から、財源調整のため２６６万６,０００円減額し、７２０万７,０００円といたしました。

第３条、債務負担行為は、毎日水質検査業務委託ほか２件であります。令和７年度当初から業務を開始する必要があるため、令和６年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものであります。

補正の内訳は、補正予算説明書でご説明いたします。６ページをお願いいたします。（１）、収益的収入及び支出の支出では、１款１項４目総係費は、３節及び３３節、合わせて２１万７,０００円増額いたしました。

５目減価償却費、１節有形固定資産減価償却費は２４４万９,０００円の増額となり、１款１項営業費用は合わせて２６６万６,０００円の増額となることから、４項１目予備費を財源調整のため２６６万６,０００円減額し、支出予定額を調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 収益的収入及び支出、債務負担行為について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。

休憩（午前１０時３４分）

再開（午前１０時４５分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書9ページをお願いします。議案第12号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案であります。

刑法等の一部を改正する法律等の施行により、従来の刑罰である懲役と禁錮が一本化され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例の規定を改正するものであります。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたします。14ページをお願いします。第1条関係、野辺地町個人情報の保護に関する条例の罰則規定及び次の15ページの第2条関係、野辺地町職員の給与に関する条例の期末手当の支給制限の規定中、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」にそれぞれ改めます。

16ページをお願いいたします。第3条関係、野辺地町消防団条例の第5条、消防団員の欠格要件の規定中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、第15条第2項中、青森県市町村総合事務組合に付している指令番号が不要であることから、この指令番号を削ります。

改正内容は以上であります。この改正条例の施行は、刑法等の一部を改正する法律等の施行日である令和7年6月1日からいたします。

議案第12号についてご説明申し上げました。ご審議ほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書17ページをお願いします。議案第13号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、職員の仕事と生活の両立支援の拡充などを行うものであります。

それでは、主なる改正内容を新旧対照表でご説明いたします。22ページをお願いいたします。第1条関係、野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、第8条の3に規定する育児を行う職員の時間外勤務の現状について、その対象となる子の範囲を改正前の「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改正いたします。

24ページをお願いします。第18条の2及び第18条の3として、職員の介護離職防止を目的とする仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認並びに研修の実施などに関する規定を新設いたします。

次の25ページをお願いします。第2条関係、野辺地町職員の育児休業等に関する条例では、第18条第3項で引用している育児・介護休業の条項の整理を行うとともに、第19条の部分休業をしている職員の給与の減額措置に関する規定を国及び県の規定に準じて改正いたします。

主なる改正内容は以上であります。この改正条例の施行日は令和7年4月1日からとします。

議案第13号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書27ページをお願いします。議案第14号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う関係条例の改正であります。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。30ページをお願いします。第1条関係、野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び次の第2条関係、野辺地町職員等の旅費に関する条例で引用する国家公務員等の旅費に関する法律の規定を改正される前の当該法律を適用させるものになります。

改正内容は以上であります、この改正条例の施行日は令和7年4月1日といたします。

議案第14号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 野辺地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書33ページをお願いいたします。議案第15号 野辺地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案であります。

令和6年度人事院勧告及び青森県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与制度を整備するものであります。

主なる改正内容を新旧対照表でご説明いたします。63ページをお願いします。第1条関係、野辺地町職員の給与に関する条例の第8条は、扶養手当の支給に関する規定であります、配偶者に係

る手当を廃止し、子に係る手当の月額を現行の1万円から1万3,000円に引き上げます。なお、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の引上げ分を2年間で段階的に実施いたします。

64ページをお願いします。第9条の削除は、前条第8条に新設する第5項とセットの改正でありまして、第9条に定める事項は、今後は第8条第5項の委任規定に基づき、規則で定めることになります。

65ページをお願いします。下段の第15条の4は、管理職特別勤務手当の支給に関する規定であります。平日深夜に係る手当の支給対象時間を午後10時から午前5時までに拡大いたします。

66ページをお願いします。このページの中段から68ページ上段までの第17条の2は、通勤手当の支給に関する規定であります。主として1か月当たりの通勤手当の額の限度額を15万円とする内容の改正となります。新幹線を利用した通勤を想定したものであります。

68ページ中段をお願いします。中段の第18条の6の改正は、これまで定年前再任用短時間勤務職員に支給されていない寒冷地手当及び住居手当を支給できるようにするため、適用除外に関する規定からこれらの手当に係る引用条項を削るものであります。

下段の別表第1は、行政職給料表の改正ですが、3級以上の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げます。

72ページから86ページまでにかけては、行政職以外の職員に適用する給料表の改正であります。これらについても行政職給料表に準じた措置を講じます。

飛びまして、87ページをお願いします。第2条関係、野辺地町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正は、地方公営企業に従事する職員、野辺地町では建設水道課の水道事業に従事する職員ですが、それらの職員に支給する扶養手当、管理職特別勤務手当等について、第1条関係の改正内容と同様の措置を講じるための改正であります。

89ページをお願いします。第3条関係、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、先ほどご説明いたしました定年前再任用短時間勤務職員と同様に、暫定再任用職員に対しても寒冷地手当及び住居手当を支給するため、関係規定の改正を行います。

主な改正は以上であります。この改正条例の施行日は令和7年4月1日とします。

議案第15号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 63ページ、新旧対照表の中の最初にあります配偶者（届出をしないが事実上）云々、ここの項目が改正案のほうでは掲載がなしという、この部分を削除するということですが、どういうことかと、ちょっとご説明をお願いいたします。該当しないと、そういうことなんですか。

○議長（岡山義廣君） 高沢君、ページ数は何ページですか。

○2番（高沢陽子君） 63ページです。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

資料の51ページをお願いします。附則の第4項であります。先ほど2年間をかけて経過措置をもって削減すると申しましたのは、この4項の中で令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の扶養手当の支給であります。これについては6の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）という内容で附則のほうに規定いたします。要は条例のほうでは廃止しますが、経過措置で2年間、段階的に削減していくと、支給するというふうになりますので、こちらのほうでの規定となります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） 議案第16号についてご説明いたします。議案書91ページをお願いします。議案第16号は、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案であります。

この条例は、町税等の督促手数料の廃止に伴い、関係する9つの条例について所要の改正を一括で行うため制定するものであります。

主な改正点について新旧対照表でご説明いたします。99ページをお願いします。第1条関係の改正は、野辺地町町税条例についてであります。第2条中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改めます。第21条及び第22条は削除とします。

100ページをお願いします。第2条関係の改正は、野辺地町の督促手数料及び延滞金徴収条例につ

いてであります。題名を「野辺地町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例」に改めます。

第1条の趣旨の規定は、地方自治法第231条の3第1項の規定に合わせて加入金と過料を加えました。また、督促手数料の文言を督促とし、手数料を削りました。

第2条は、督促の規定とし、地方自治法の規定に「納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない」とありますので、地方税法や他の自治体の例を参考に、納期限後20日以内に督促状を発することとし、その納付期限を督促状発布の日から10日以内とするものであります。

第3条関係、野辺地町後期高齢者医療に関する条例から、104ページの第9条関係、野辺地町町営住宅条例までの改正内容は、準用する条例の題名が改められることに伴う改正、手数料の文言を削るなどであります。

98ページにお戻り願います。附則第1条で、督促手数料を廃止する施行期日を令和7年4月1日からとしておりますが、附則第2条で施行の日前に納期限の到来した歳入に関し、発した督促状に係る督促手数料については、引き続き納付が必要という経過措置を設けております。

以上、議案第16号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 野辺地町外国語指導助手の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

学校教育課長の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 議案書107ページをお願いいたします。議案第17号は、野辺地町外国語指導助手の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。

野辺地町外国語指導助手の基本報酬を改めるため提案するものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。109ページをお願いいたします。第3条は、外国語指導助手の基本報酬を規定したものでありますが、新規任用の初年度は「28万円」から「33万5,000円」に、再任用された場合の2年目は「30万円」から「34万5,000円」に、3年目は「32万5,000円」から「35万5,000円」に、4年目及び5年目は「33万円」から「36万円」に改めるものであります。

なお、今回の改正は、J E Tプログラム参加者の報酬を全国的に統一する旨の国の通知により、当町においても改正するものであります。

この条例は、令和7年4月1日からの施行となります。

以上、議案第17号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

健康づくり課長の説明を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 議案第18号についてご説明いたします。議案書111ページをお願いいたします。議案第18号は、野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。

本条例改正案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この国基準に準じた改正を行うものであります。

改正内容について、新旧対照表でご説明いたします。113ページをお願いいたします。第16条は、食事の提供の特例に関する規定となっております。第1項第2号中の「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えます。

この条例は、令和7年4月1日からの施行といたします。

以上、議案第18号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 野辺地町災害弔慰金の支給等に関する条例及び野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

防災管財課長の説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 議案書115ページをお願いいたします。議案第19号 野辺地町災害弔慰金の支給等に関する条例及び野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

118ページに提案理由がありますので、お願いいたします。災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関の設置に当たり、関連条例について所要の改正を行うため提案するものであります。難しく書いてありますが、かみ砕きますと、災害関連死の認定に時間がかかっていることを少しでも解消するために、あらかじめ「支給審査委員会」を設けておくという改正になります。

次の119ページからの新旧対照表を用いて説明いたします。改正条例の第1条は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正になります。最初のほうは字句の修正等で、第2章では章名を「災害弔慰金の支給」に改め、第7条に単に「弔慰金」とあるものを「災害弔慰金」に修正し、第12条には法律の引用条項を修正いたします。

第16条及び第17条を1条ずつ繰下げて、新たな第16条として災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関である「支給審査委員会」を設置する規定を加えます。

120ページをお願いします。改正条例の第2条は、委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正になります。第1条は、この条例の対象となる委員等を列記している条になりま

すが、第41号のところに「災害弔慰金等支給審査委員会委員」を加えます。

121ページにかけてになりますが、先ほど第41号を加えたことにより、第2条から第6条まで第41号関係を引用している条文を改正しまして、別表第1号表には新たに「災害弔慰金等支給審査委員会委員」を加え、医師及び弁護士から選任した委員は日額1万3,300円、この1万3,300円は上十三地域の一部事務組合で設定している額と同額です。その他の委員は日額4,200円と規定いたします。

最後に、この改正条例の施行期日であります、公布の日としております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。議案書123ページをお願いいたします。議案第20号は、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。

127ページをお願いいたします。提案理由は、国民健康保険税賦課方式の県内統一化に伴う保険税率等の改正を行うため提案するものであります。

128ページの新旧対照表でご説明いたします。改正案の概要としましては、県内統一化に伴う賦課方式について、資産割を除くこととなりますので、第2条をはじめ、資産割額という文言とそれに関連する条文を削除するなど、整理を行いました。また、条文の削除に伴いまして、全体的条項にずれが生じたので、併せて整理しております。

129ページをお願いいたします。下段になりますが、改正案の第5条では、世帯ごとに課税される

平等割額を記載しております。内容としては、各世帯の負担軽減を図りまして、1万円減額となる2万7,400円に改めております。

133ページをお願いいたします。改正案第25条では、第5条の減額に伴い、第1項の第1号から第3号にかけまして、各号の7割、5割、2割の軽減率により算出された金額に改めております。

この改正条例につきましては、令和7年4月1日から施行となります。

以上、議案第20号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） では、議案第21号についてご説明いたします。議案書147ページをお願いいたします。議案第21号 野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案であります。

提案理由は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件基準を定める等、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表でご説明いたします。154ページをお願いします。第3条の布設工事監督者の資格については、各号の資格の要件等を以前より緩和した内容となっております。

156ページ中段からの第4条、水道技術管理者の資格についても同様に、各号の資格の要件等を改正前より緩和したものとなっております。

この条例は、令和7年4月1日からの施行となります。

以上、議案第21号についてご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君）　討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号　町道の路線認定の件を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君）　議案第22号についてご説明いたします。議案書159ページをお願いいたします。議案第22号　町道の路線認定の件であります。

議案書160ページをお願いいたします。新たに町道として認定するために提案する路線は2路線であります。大月平支線20号線、敷地の幅員6メートル、敷地の延長28.6メートルと、八ノ木谷地5号線、敷地の幅員4.2メートルから5.5メートル、敷地の延長は97.4メートルであります。

議案書162ページから163ページの路線の位置図となっております。

以上、議案第22号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君）　討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題とします。

町長から説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 議案書165ページをお願いいたします。議案第23号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件であります。

次のページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会委員の奥谷裕一氏及び乙部和弘氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となることから、両氏を再任することについて議会の同意を得るため提案するものであります。

なお、両氏の略歴につきましては、167ページから168ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は同意することに決定しました。

◎追加提出議案の上程

○議長（岡山義廣君） 日程第2、追加提出議案の上程を行います。

追加提出された議案第24号及び議案第25号、発委第5号を上程します。

◎追加提出議案の提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第3、町長から追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、本定例会に追加提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第24号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）であります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰に対する町民の負担軽減及び町内における経済活動の活性化を図るため提案するものであります。物価高騰対策として、全町民へ1人当たり5,000円分の商品券を配布するものであります。

次に、議案第25号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）であります。入札談合等

関与行為調査特別委員会による調査に関して必要な経費を追加するものであります。

以上、2件の議案につきまして追加提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎追加提出議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第4、追加提出議案の審議を行います。

議案第24号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） それでは、議案第24号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）であります。

お手元の別冊予算書でご説明を申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,666万8,000円を追加し、予算の総額を76億9,566万8,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算書の5ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、2節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和6年度の国の補正予算により配分された重点交付金ですが、全額を繰越しし、令和7年度予算として実施するもので、5,579万5,000円を計上いたしました。

18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。7款商工費、1項1目商工総務費は、令和7年5月1日時点において、住民基本台帳に登録されている全町民に、1人当たり5,000円分の商品券を配布するものです。物価高騰対策生活応援商品券発行事業費といたしまして、総額6,666万8,000円を計上いたしました。

1節報酬から11節委託料までは、商品券の発送に係る町の事務費分といたしまして、合わせて411万8,000円を計上いたしました。

18節負担金補助及び交付金の物価高騰対策生活応援商品券発行事業は、事業実施に係る町商工会への補助金で6,255万円を計上いたしました。

以上、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この商品券の発行事業の商品券の利用期間をどう計画されているのか教え

てください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

この商品券の利用期間は、7月から9月いっぱいまでとしております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じく6ページです。商品券発行事業ということですが、商品券を発行するに当たって、商品券の印刷だったり、それからその郵送だったりというところも含めて、411万8,000円の経費がかかっているということがこれを見て分かるのですが、仮に5,000円の商品券ではなくて、現金給付で振り込むとなった場合は、振込手数料は幾らくらいになるか教えていただきたいです。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

振込手数料に関しましては、試算しておりませんでした。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 先ほど7月からの利用ということで答弁もらったのですが、少しでも早く町民の皆様はその商品券を発行し、利用していただくべきだ考えるのですが、この7月1日からというのがもうぎりぎりの最速という理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

当初、もう早ければ早いほど、4月1日現在という案もありましたけれども、4月1日現在にいたしますと、転入転出が非常に混み合います。転入転出が収まるのが5月の頭頃かなということで、それからリスト等を印刷して、それから毎日転入転出の異動をチェックしながら、そしてまた商品券の印刷、商工会さんでやっていただくのですが、その期間も考慮しまして、事務的なものも考慮し、7月から9月までということで商工会さんと協議して決定いたしました。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案どおり可決されました。

議案第25号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。

お手元の別冊予算書をお願いいたします。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ173万2,000円を追加、予算の総額を76億9,740万円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算書の5ページをお願いいたします。18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るもので、173万2,000円を計上いたしました。

続いて、歳出について、6ページをお願いいたします。1款議会費、1項1目の各経費は、百条委員会の調査に必要な経費として、合わせて64万5,000円を計上いたしました。8節の旅費は、委員の委員会出席旅費と証人喚問及び参考人招致に係る費用弁償、弁護士相談に係る旅費として7万7,000円を計上いたしました。11節役務費は、弁護士への法律相談料として24万円を計上いたしました。12節委託料は、会議録調製業務を委託する経費として32万8,000円を計上いたしました。

2款総務費、1項1目一般管理費、11節役務費の弁護士相談料は、町が百条委員会の調査に対応するための相談料として108万7,000円を計上いたしました。

なお、現時点で依頼先の弁護士は検討中であり、県外の弁護士へ依頼する可能性もあることから、交通費等を考慮して計上しております。

以上、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎発議審議

○議長（岡山義廣君） 日程第5、発議審議を行います。

発委第1号 子どもに対する教育の更なる充実を求める決議案を議題とします。

本案は、会議規則第13条第2項の規定によって、総務常任委員会から提出されました。

趣旨説明を求めます。

10番、大湊敏行君。

○総務常任委員長（大湊敏行君） 発委第1号 子どもに対する教育の更なる充実を求める決議案、案文を読み上げ、趣旨説明とさせていただきます。

本委員会は、会議規則第13条第2項の規定により、次のとおり決議案を提出いたします。

議案書2ページをお願いいたします。総務常任委員会では、昨年度から野辺地町の児童生徒を取り巻く現状について、執行機関から事業説明を受けるとともに、独自に調査研究を行ってきました。

本調査によって、相談体制の啓発並びに不登校児童生徒及び保護者に対する支援が十分とは言えないことから、今後これらが充実するよう検討する必要があります。

全ての子供については、家庭、学校、地域がおのものの役割を果たすとともに、教育基本法にのっとり、教育を等しく与えられるべきであることから、町長に対し、次のとおり要望し、事業計画については半年ごとに報告を求めるものです。

1つ目の項目の詳細として、①、学級担任だけでなく全ての教員や外部専門者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）全員が相談を受ける体制であることを、児童生徒、保護者及び地域住民に繰り返し周知し、「チーム学校」として町福祉部局とも連携しながら対応すること。

②、毎日の健康観察に1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見に努め対処していくとともに、AIドリルなどの活用で学年にとらわれず、一人一人が分かるところまで遡った学習ができる環境を整えること。

③、不登校児童生徒などの保護者に対し、教育講演会の実施や様々な有益情報（教育相談室、電話相談、チャット相談、不登校の親の会、フリースクール、オンラインフリースクール、AI教材など）を提供し、保護者が孤立しないよう支援を継続すること。また、不登校児童生徒などにも、これらの有益情報を提供すること。

④、現在、広く普及しているラインなどのSNSを活用し、家庭からの欠席遅刻連絡や学校からの資料配布を行うなど教職員の業務効率化を図り、児童生徒に注力できる環境を整えること。

2つ目の項目の詳細として、①、不登校やいじめなどに対する学校対応などについて、アンケート調査などで児童生徒及び保護者が意見を表明できる機会を設け、児童生徒及び保護者と学校間のコミュニケーションを深め、以後の事業に反映していくこと。

②、1人1台端末の持ち帰りを実施し、児童生徒の教育機会を確保するとともに、保護者の端末利用で問題解決のための行動変容を促し、学校家庭間の報告・連絡・相談にも活用すること。

③、毎月「広報のへじ」と一緒に配布（回覧）している学校だよりや学校通信を町のホームページにも掲載するなど、地域に対して積極的に「学校風土の見える化」を推進し、これまで以上に「みんなが安心して学べる学校」にすること。

以上、決議いたします。

令和7年3月7日、野辺地町議会。

今悩みを抱えている子供たちや、その保護者の皆様全てに寄り添う姿勢を示し、温かみのある町政を推進していくという強い思いを当町議会から町内外に意思表示をしたいことから、この決議案を提出いたします。

議員各位におかれましては、この本決議案の趣旨にご賛同くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

発委第2号 ふるさと納税の更なる取組を求める決議案を議題とします。

本案は、会議規則第13条第2項の規定によって、総務常任委員会から提出されました。

趣旨説明を求めます。

10番、大湊敏行君。

○総務常任委員長（大湊敏行君） 発委第2号 ふるさと納税の更なる取組を求める決議案、案文を読み上げ、趣旨説明とさせていただきます。

本委員会は、会議規則第13条第2項の規定により、次のとおり決議案を提出いたします。

議案書2ページをお願いいたします。総務常任委員会では、昨年度から野辺地町のふるさと納税の現状について、執行機関から事業説明を受けるとともに、独自に調査研究を行ってきました。

本調査によって、他市町村と比較し、返礼品の種類及びポータルサイトの委託先が足りていないことから、今後充実を図るとともに、重点事業をPRし、協力を訴えていくことも必要であります。

野辺地町のふるさと納税は、県内市町村と比較すると寄附金額・件数とも上位との差が著しく、ふるさと納税に係る取組を大幅に見直すことによって、自主財源を確保し、町民福祉の増進を図るとともに、事業者等の創意工夫を喚起し、生産力向上につなげることができると考え、町長に対して次のとおり要望し、事業経過については半年ごとに報告を求めるものです。

1つ目の項目の詳細として、①、ホームページやSNSを活用し、町の取組を積極的に発信するとともに、返礼品を動画配信などで魅力的に紹介し、ホームページからポータルサイトへ効果的に誘導する仕組みを早急に整備すること。

②、ホタテ以外の魚介類や体験型などの新たな返礼品及び現在委託していないポータルサイトを引き続き調査研究するとともに、同じ品目でも1万円未満の価格帯も設け、さらにワンストップ特例制度の活用や手続の簡素化を図ることで、納税しやすい環境を整備すること。町の魅力や文化を直接体験し、寄附額に見合った特典を受けられる体験型の返礼品についても商工会、農協、漁協等各種団体及び町民の意見を取り入れ調査研究を行うこと。

③、令和7年10月1日から実施される制度変更や、委託しているポータルサイト独自のサービス変更及び同じ品目を取り扱う自治体の価格設定などの市場動向について注視し、その都度迅速に対応していくこと。

④、寄附者及び当町にゆかりのある方へ聞き取り調査を継続的に行い、事業に反映していくこと。

2つ目の項目の詳細として、①、ふるさと納税制度の本来の目的である「地域を応援したい」という純粋な思いを事業に反映させるため、寄附金活用事業を早急に見直し、独自性のある具体的な事業を示し、その事業に共感した方が寄附する仕組み（クラウドファンディング型ふるさと納税）を充実させること。

②、寄附金の使途を具体的に広報するとともに、寄附者に対し感謝の気持ちを礼状にして伝えるなど、継続的な関係性を築きリピート率向上につなげること。

③、企業版ふるさと納税については、一般のふるさと納税と同様に積極的な周知に努め、企業側のメリットや共感されやすい寄附対象事業を提案するとともに、寄附金の使途や事業の進捗状況を定期的に報告し、企業が寄附の効果を実現できるよう取り組むこと。

以上、決議いたします。

令和7年3月7日、野辺地町議会。

ふるさと納税制度を活用し、地域の活性化と関係人口の創出拡大が進み、当町が少しでもにぎわいを取り戻すことができるよう、当町議会から町内外に意思表示をしたいという強い思いから、この決議案を提出いたします。

議員各位におかれましては、本決議案の趣旨にご賛同くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

発委第3号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案は、会議規則第13条第2項の規定によって、議会運営委員会から提出されました。発委第3号は、趣旨説明、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。さよう決定しました。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

発委第4号 令和6年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案を議題とします。

本件については、会議規則第13条第2項の規定によって、入札談合等関与行為調査特別委員会から、調査の必要上、令和6年度の調査経費を7万円以内にされたいとの申入れがありました。

お諮りします。本案について入札談合等関与行為調査特別委員会の申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

発委第5号 令和7年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案を議題とします。

本案については、会議規則第13条第2項の規定によって、入札談合等関与行為調査特別委員会から、調査の必要上、令和7年度の調査経費を64万円以内にしたいとの申出がありました。

お諮りします。入札談合等関与行為調査特別委員会の申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎陳情審議

○議長（岡山義廣君） 日程第6、陳情審議を行います。

陳情第1号 野辺地町議会議員定数削減を求める陳情を議題とします。

議会運営委員会に付託中の陳情第1号について、委員長の報告を求めます。

戸澤 栄委員長。

○議会運営委員長（戸澤 栄君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

陳情第1号 野辺地町議会議員定数削減を求める陳情については、2月26日に本委員会へ付託されたところであります。

本委員会では、その付託を受けて、去る3月6日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審査を行いました。

陳情の要旨は、野辺地町議会議員定数12名を10名に削減することについて検討を求めるものです。

委員会での審査では、委員から「町民の声を聞きながら検討するべき」または「議員間で協議すべきこと」との意見がありました。

審査の結果、陳情第1号については、その趣旨に賛同し、採択すべきものと決定いたしました。また、採択後は野辺地町議会議員定数の在り方について調査し、検討するものであります。

以上、議会運営委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告及び採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

以上で本定例会に付議した事件の審議が全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（岡山義廣君） 町長から本定例会の閉会に当たり挨拶の申出がありましたので、許可します。

町長。

○町長（野村秀雄君） 令和7年第1回定例会の閉会に当たり、議長から発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、昨日当町にとりまして大変うれしいニュースがございました。現在北海道名寄市で開催されておりますJOCジュニアオリンピックカップ2025全日本ジュニアスキー選手権大会兼全国小・中学生選抜スキー大会の小学男子クラシカル競技の部で、野辺地クロスカントリースキークラブに所属する若葉小学校6年の乙部海仁さんが見事優勝されました。また、小学校女子クラシカルの部でも同クラブの2名の選手が入賞を果たしております。皆様のご活躍を心から祝福いたしますとともに、今後の皆様のさらなる飛躍を祈念するものであります。

続いて、町税条例等の専決処分の件であります。現在国において、地方税法などの一部改正が審議されております。これらの審議状況に応じて、町税条例や国民健康保険税条例の一部改正が必要となります。例年でありますと、法案の成立及び公布時期が3月末で、施行日が4月1日となる規定もあり、早急に関係する条例の一部改正が必要になることから、これらについて専決処分したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

さて、本定例会におきましては、令和7年当初予算をはじめとする議案につきまして御議決を賜り、誠にありがとうございました。議員皆様からいただきました各般にわたってのご意見、ご提案等につきましては、その対応に十分留意し、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、町政の運営に関しまして引き続き一層のご協力を賜ります

ようお願い申し上げ、閉会の挨拶に代えさせていただきます。長期間大変お疲れさまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和7年第1回町議会定例会を閉会します。

（午前11時54分）